

第24回 スwitchング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成29年2月16日(木) 10時00分～11時30分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A～B

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・マッチング完了後のキャンセルについて実態把握およびシステム化の検討を行う。★
- ・マッチング完了後のキャンセルの発生件数について、情報提供にご協力頂ける場合には3月9日(木)を目途に事務局宛てに送付頂きたい。
- ・買取者変更にかかる運用フローを今回提示の内容とする。
- ・次回賛同状況及び新規ご意見・ご要望を3月9日(木) 目途に事務局宛てに送付頂きたい。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. スwitchング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況(資料2)

事務局よりswitchング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について説明。

- ・新規起票は4件(87から90)、前回からの進捗状況を報告。
- ・90について、マッチング完了後のキャンセルの発生状況について実態把握およびシステム化の検討を行う。★

■ 質疑等

・87について、今までどおり個別に確認すべしということか。

→小売電気事業者が一般送配電事業者に個別に確認をすべしという理解であれば、そこまでは申し上げていない。一般送配電事業者に個別問い合わせを行えば、回答を得られるものと思うが、申込みに来られた事業者に対し工事予定日等を連絡している。それが委任を受けた電気工事店であれば、一般送配電事業者としては小売電気事業者に伝えたことと同義と考えている。(事務局回答)

⇒例えば紙の場合であれば、電気工事店から小売電気事業者に申請がある、その結果を電気工事店からもらうようにすれば、一般送配電事業者に聞く必要はない、ということか。もう少し密にすべしという理解か。

→小売電気事業者と電気工事店の連携がありながらも、(システム化が難しいということは別として)一般送配電事業者から小売電気事業者へ工事完了日等を能動的に、PUSHで通知いただきたいとご要望されたものと理解している。今回の回答で示したところは、まずは一般送配電側としては、電気工事店に確実に連携している実情もあることから、小売電気事業者と電気工事店で連携していただくことも手ではないかと考えている次第。このことを踏まえたうえで、さらに別に小売電気事業者へ通知を行うことは、サービスのなご要望と理解していて、この点については現時点では考えていない。

⇒対応の可否は確認をしないと分からないが、現時点では電気工事店からフィードバックを受け取っていないのが実情である。知らないところでswitchング支援システムに反映されているもの、されていないものがあり、増設は反映されているが、減設はいつ変わったか分からない状況。この状況で、小売電気事業者と電気工事店で完結した場合、システムに反映した日付が工事完了日と異なった場合、どちらを正とすればよいのか。

→webの場合は工程確認ができるため、web上で確認いただきたい。また、紙申込の場合、急遽工事日が変わった等があれば、申込みを頂いた方と一般送配電事業者との間で連携しているため、そこで確認ができるものと思料。

⇒趣旨は分かったが、システム反映日と工事日がずれることはあり得るものと考えており、送配電事業者が工事完了した日と、システム登録された日、小売電気事業者が認識している日付は口頭なりで受け取った日付のため、ズレが生じるのではないかと考えている。今までもそういったケースはいくつかあった。どこを中心として考えるか決めておかないと、今の話は小

売と工事店の間で、小売がやっているのだから当たり前だろうといわれていると認識しているが、当たり前のように通らないのでは、と考えている。一旦具体的な事実を確認のうえ、運用ができるかどうか検討して別途回答する。

・89 について。また、以下の記載については理解するが、需要家が確認してほしいと言われた場合には、新小売電気事業者が現小売電気事業者に確認をするということか。

→新小売電気事業者が確認することは難しいと考える、需要家に現在契約している小売電気事業者に確認してくださいとお願いせざるを得ないと考える。(事務局回答)

⇒需要家が直接確認するということか。

→ご認識のとおりである。委任状のような形を取れば、新小売電気事業者から確認ができるかもしれないが、一般論としては、ご本人に確認いただくこととなる。その上でどうしても回らないという状況があれば、改めて検討することとなるので、お声を挙げていただければ。(事務局回答)

・90 について。システム化の検討に向けた頻度の把握はどうしていくのか。本件も起因して、誤課金が発生していたということも事実である。当初の考えは理解するが、今後の進め方を明確にしてほしい。我々小売側からも、情報提供し実態把握に協力できるところは協力し、その上でシステム化の検討はできないか。

→ご提案頂いたとおり、小売電気事業者の皆さまにご協力頂ける範囲で情報提供いただき、実態把握、およびシステム化の検討を進めていくこととしたい。提供いただく情報は、「マッチング完了」となった数、「マッチング完了後にキャンセル」となった数と想定している。単純なキャンセル件数ではなく、現状システムで対応できていない範囲で発生した件数であることに留意いただきたい。(事務局回答)

・88 について。参考程度だが、全体的に需要家に委ねているところがあり、需要家もそれぞれ勝手なことをやるものなので、これまでのコンシューマのビジネスの経験から、需要家にあまり委ねてしまうことも難しいのではないかと考えている。言われている趣旨も理解できるので、このまま運用を続けながら、何ができるか考えていきたい。

⇒フルプルーフという考え方もあると思う。こうした勝手なことをやられたことに対する防護策を用意しておくべきだと思う。すべてを需要家の責任にすることはいかなものか。例えば、スイッチングを頼んだのはお父さんだが、それを知らずにお母さんがアンペア変更を申込みのようなことも起こり得る。こうしたことも普通に起こる事象としてシステム作りは考えていただきたい。→頂いたご意見は真摯に受け止めます(事務局回答)

3. 買取者変更(小売⇒送配電)にかかる運用フローについて(資料2別紙1、別紙2)

電気事業連合会より、買取者変更(小売⇒送配電)にかかる運用フローに対するご意見等について説明。

・本運用フローにて実施することで合意。不明点があれば当該一般送配電に問い合わせることとする。

■質疑等

・2 について。既に登録されている、というのはスイッチング支援システムに登録されているメールアドレスか。それとも託送関係で一般送配電事業者とやり取りしているメールアドレスか。

→書面でのやり取りとなるため、基本的には託送関係で頂いているメールアドレスになると認識しているが、確認のうえ、認識を合わせるようにする。

・4 について。pdf に押印したものをメールで送付することを許容頂いていると理解したが、それをもって処理を進めていただける理解でよいか。原本到着を待たずに処理開始ということによいか。

→基本的には申込日(メール送信日)を N 日として処理を開始する。原本は書面として必要としているため、郵送をお願いしたい。

⇒取次時点で N+8 営業日の日付を調整しているので、pdf の送付が N+8 営業日より短くても処理してもらえるのか。それとも、あくまで押印のある書面の pdf を送付した日が N+8 営業日の起算日か。

→押印のある書面の pdf を送付した日が起算日となる。

・様式の案内等は 3 月か。事前に提供できるか。

→発生する都度、一般送配電事業者に問合せ頂ければと考えていた。基本的には発調契約申込書を想定していただ

れば良い。内容が確定すれば周知させていただければと思う。

4. 個人情報共同利用ポリシーの改版について（資料3）

事務局より個人情報共同利用ポリシーの改版について説明。

■ 質疑等

・特になし

5. ネガワット・改正 FIT 法対応でのシステム切替に関する周知・依頼事項について（資料4-1、4-2）

事務局よりネガワット・改正 FIT 法対応でのシステム切替に関する周知・依頼事項について説明。

■ 質疑等

・ネガワット向けの周知とのことだが、ポジワット事業者には関係はあるか。

→スイッチング支援システムの切替に関しては、関係ない。（事務局回答）

・改正 FIT 法対応の方は、システム切替が 3/21 の 2:00～5:00 ということで、この間はスイッチング支援システムは利用できませんということだが、順調であればよいが、何かしらトラブルがあった場合どこに連絡すればよいか連絡先がほしい。また、ネガワットの方は、いつシステム切替が行われているのか。スイッチングの業務に影響があるのかないのか。ありそうならば、スケジュール等をお知らせいただいて、問題があった場合には、事業者側にお知らせいただきたい。

→ネガワット向けのシステム切替は、2/28 の夜間を予定しているが、こちらはシステム停止を伴わないため特記していない。業務に影響は基本的にないと考えていただいて構わない。FIT 対応の方は、5:00 は多少の障害でのリカバリ等余裕を見た時間のため、よほどのことが無い限りは超過することはないと考える。トラブル時の連絡先は、周知時に併せてお知らせする。（事務局回答）

・ネガワット事業者は、この説明を聞きたいといった場合、どこにコンタクトすればよいか。

→今のところネガワット事業者専用の窓口を用意していないが、システムごとの窓口か、大代表に問合せ頂ければ、適切な箇所に取次ぐようにする。（事務局回答）

6. 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況（資料4）

事務局より30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況について説明。

・新規起票は1件（29）。

■ 質疑等

・29について。高圧の実量制の話はこの項で分かるが、低圧の実量制ではこういったことは起こっていないのか。また、高圧も東京電力PGのみなのか。広域機関で確認してほしい。

→併せて確認していく。（事務局回答）

・29は新規の需要家のため、どちらにせよ契約電力算定結果内訳を見ない限りは料金算定ができないため、処理は詰まってしまうが、確定使用量が正しくない可能性があるということが初めてのケースであった。個社のシステムの作りにもよるが、当月の最大電力は確定使用量を正として考え処理している。過去11か月分は算定結果内訳から取っている。こうした作りのため、確定使用量に違う値が入ってくると1件1件補正を行わなければならない、苦慮している。本件は分散検針になって初めて発生した。他の小売電気事業者がもっと柔軟なシステムの作りとなっていれば個社の事情だが、同じような考えであれば、今後を見据えてできる限り統一してもらいたい。計量日付以外で切り替えた初月でしか発生しないため、翌月以降は問題ないと思っている。もし、契約期間の最大電力を確定使用量としてほしいという事業者がいるならば、残すべきだとは思いますが、そういった事業者はいないのではないか。（複数の事業者が同様の考え方であった）

→確定使用量通知は、契約期間内の使用量と契約期間での最大電力を提供している。契約期間外の値は提供できないとの考え方で運用している。契約電力算定内訳は、過去に遡った正規の最大電力を提供している。スイッチング前の期間の確定使用量を、新小売電気事業者の方に提供するわけにはいかないと考えており、考え方をどのように整合を取るか、

頭を悩ませているところである。

○次回は3/16（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以 上